

★この条例は、平成27年6月18日に市長により市議会に上程され、平成27年6月30日の最終本会議の採決で、全会一致で可決成立しました。

伊東市文化振興基本条例

(目的)

第1条 この条例制定は、本市の文化振興に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市と市民の役割を明らかにするとともに、市民の自主的な活動の促進及び市と市民との協働をはかりながら文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある市域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)文化 芸術、芸能、その他の市民が主体的に行う創造的な諸活動及び歴史遺産、自然遺産等をいう。

(2)市民 市内に在住する者、市内に勤務し、又は通学する者及び市内で文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市民の文化活動は、文化の振興の担い手が市民一人一人であるとの認識に立ち、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化を創造し、享受するための文化活動を行うことは、市民の権利であり、尊重されなければならない。

3 市及び市民は、相互における協働を文化活動の基本とし、その推進を図らなければならない。

4 市及び市民は、文化の振興に当たり、多種多様な文化の保護及び発展が図られるよう努めなければならない。

5 文化の振興は、地域の歴史及び風土に培われてきた特色のある文化の保護、継承及び発展が図られるとともに、新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、文化の振興に係る施策を効果的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、市民が文化活動に参加し、又はこれを創造することができるよう環境の醸成に努めるものとする。

3 市は、文化の振興に係る施策に広く市民の意見を反映させるよう配慮するものとする。

4 市は、文化の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信を積極的に行うなど、文化を振興する役割を担うよう努めるものとする。

2 市民は、自主的かつ主体的に文化活動に取り組み、地域社会の一員として、その活動を展開することにより、文化の振興に努めるものとする。

3 市民は多種多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互交流に努めるものとする。

(文化振興基本構想)

第6条 市長は、文化の振興に係る施策を総合的に推進するため、伊東市文化振興基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するものとする。

2 基本構想は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)文化の振興に関する基本的な方針
- (2)文化の振興に係る施策及び事業の指針
- (3)市と市民との文化に関する協働の指針

3 市長は基本構想を策定するに当たっては、市民の意見を反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

(伊東市文化振興会議)

第7条 文化の振興に関する施策を総合的に推進するため、伊東市文化振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1)基本構想に関する事項
- (2)文化の振興に係る重要な事項
- (3)その他市長が必要と認める事項

3 振興会議は、委員 10 人以内をもって組織し、次の掲げる者の内から市長が任命する。

- (1)市議会議員
- (2)学識経験を有する者
- (3)文化に関して見識を有する者
- (4)文化活動を行う民間団体の代表者または構成員
- (5)学校教育関係者
- (6)その他市長が特に必要と認めた者

4 振興会議の委員に任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し、必要な事項は市長が別に定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。